
**QA8-30 「茶」と名前のつく飲料やその他の飲料、粉末を水や湯に溶かして
飲用するスープなどの濃縮食品、乾燥食品は、どのような基準値が
適用されますか。**

A

- ① 緑茶や緑茶を原料の一部に含むブレンド茶については、消費者から緑茶と同類の商品と認識されているものを含むため、茶に該当し、飲料水の基準値が適用されます。
- ② 「茶」と名が付いても、緑茶の浸出液を原料に含まないものやその他の飲料については、一般食品の基準値が適用されます。
- ③ ミルクを加えたもので、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の乳飲料に該当するものは牛乳の区分に該当します。
- ④ 濃縮食品やフリーズドライ食品は、原則として製品状態で一般食品の基準値が適用されます。
- ⑤ 乾燥きのこ類、乾燥野菜、乾燥させた海藻類、乾燥させた魚介類は、原材料の状態と実際に食べる状態（水戻しを行った状態）で一般食品の基準が適用されます。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第8章 68 ページ「食品区分について【参考】」

下巻 第8章 85 ページ「ウェブサイトでの情報提供」

(解説)

飲料等において適用される放射性物質に係る基準値の一覧を以下に示します。

食品区分	放射性物質に係る基準値
緑茶※	飲料水の基準 (1キログラム当たり10ベクレル(Bq/kg))
緑茶を原料の一部に含むブレンド茶	飲料水の基準 (1キログラム当たり10ベクレル(Bq/kg))
麦茶	大麦の状態で一般食品の基準 (1キログラム当たり100ベクレル(Bq/kg))

緑茶と麦茶以外の、紅茶、ウーロン茶、ハーブティ、杜仲茶、ドクダミ茶、レギュラーコーヒーなど	飲む状態で一般食品の基準 (1キログラム当たり100ベクレル (Bq/kg))
抹茶や、茶葉をそのまま粉碎した粉末茶	粉末の状態で一般の食品の基準 (1キログラム当たり100ベクレル (Bq/kg))
緑茶等に砂糖、抹茶、香料、ビタミンC等を加えたもの	飲料水の基準 (1キログラム当たり10ベクレル (Bq/kg))
ミルクを加えたものなどで、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の乳飲料に該当するもの	牛乳の区分の基準 (1キログラム当たり50ベクレル (Bq/kg))
粉末飲料等の希釈して飲まれる飲料	製品状態で一般食品の基準 (1キログラム当たり100ベクレル (Bq/kg))
抹茶を原料に含むペットボトル飲料のうち、緑茶の浸出液を原料に含まないもの	製品状態で一般食品の基準 (1キログラム当たり100ベクレル (Bq/kg))

※緑茶は、せん茶と、これに類するものとして玉露、ほうじ茶、玄米茶などチャノキを原料とし、茶葉を発酵させていないものを指す。

粉末を水や湯に溶かして飲用するスープなどの濃縮食品、乾燥食品において適用される放射性物質に係る基準値は以下のとおりです。

食品区分	放射性物質に係る基準値
濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆなどの濃縮食品	製品状態で一般食品の基準 (1キログラム当たり 100 ベクレル (Bq/kg))
フリーズドライ食品、粉末スープ、即席みそ汁などの乾燥食品	製品状態で一般食品の基準 (1キログラム当たり 100 ベクレル (Bq/kg))

原材料の状態と食べる状態（水戻しを行った状態）で一般食品の基準値を適用する、乾燥食品の範囲は、乾燥きのこ類、乾燥野菜、乾燥させた海藻類、乾燥させた魚介類になります。具体的な食品としては、乾燥きのこ類は、日本標準商品分類（以下「商品分類」という）に示された乾燥きのこ類のうち、しいたけ、きくらげ等、乾燥野菜は、商品分類に示された乾燥野菜のうち、フレーク及びパウダーを除くものとし、かんぴょう、割り干しだいこん、切り干しだいこん、ぜんまい、わらび、いもがら等が該当します。乾燥させた海藻類は、商品分類に示された加工海藻類のうち、こんぶ、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天等が、乾燥させた魚介類は、商品分類に示された素干魚介類のうち、本干みがきにしん、棒たら、さめひれ等、煮干魚介類のうち、干あわび、干なまこ等が、それぞれ該当します。

乾燥しいたけについては、粉碎後のサンプルに、日本食品標準成分表等の水戻しによる水分含量の公表データ（重量変化率）を参考として、必要な水分をあらかじめ添加して検査を行うことを原則としています。この方法では、だし汁に溶出する分も含めて検査をしていることと同義となります。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日